

令和7年（行ケ）第10003号「ベッド」判決の評釈

（知財高裁 ① 令和7年9月30日判決／実用新案審決取消）

序文

エグゼクティブサマリー（要約）

本件は、名称「ベッド」の実用新案登録（請求項1～10）について、無効審判（新規性・進歩性欠如）を認めた審決が、審決取消訴訟により取り消された事案である。争点の中核は、クレーム用語「支持脚」および「接続されている」の解釈（クレーム解釈→引用例認定→対比→新規性／進歩性判断の前提）にあり、裁判所は辞書的意味・JIS・対象物（ベッド）の性質を踏まえて、審決の「相違点なし」認定を誤りとした。②

判決の骨格は、①「支持脚」はマットレス下部でマットレスを支える「柱状」部材に限られ、板状のヘッドボード／フットボードは含まれない、②「接続されている」は「離れないように続け合わされている状態」を意味し、単に載置されているだけでは足りない、という二段階のクレーム解釈により、引用例（国際公開第2014/075789号）に当該構成が備わらず相違点が存在すると結論づける点にある。これにより、審決が請求項1（およびそこに依拠した請求項6・9の進歩性判断）で採用した前提が崩れ、結論に影響する誤りとして取消が命じられた。③

実務上の含意としては、(i) 家具等「日用品×機械要素」領域では、JIS等の標準が部材名称・分類（ヘッドボード／フットボード／脚など）を事実上の「技術常識の外部指標」として機能し得ること、(ii) 「接続」「連結」等の多義語は“単なる接触・載置”まで含むかが新規性判断を左右し、明細書・図面・用語選択での事前コントロールが重要であること、(iii) 無効審判・審決取消の攻防では、発明（考案）認定段階の用語解釈の「ズレ」を辞書・規格・対象物の通常態様で詰めることが、進歩性論に入る前に勝敗を決め得ることが挙げられる。④

事実関係と手続経緯

本件の当事者は、実用新案権者である原告株式会社山善⑤と、無効審判請求人であり審決取消訴訟の被告 k a k e r u I P 弁理士法人⑥である。⑦ 裁判所は知財高裁第4部で、裁判長裁判官 増田稔⑧、裁判官 岩井直幸⑨、裁判官 安岡美香子⑩ からなる合議体である。⑪

本件実用新案（実用新案第3213233号）は、マットレス本体に支持板が接続され、支持板に支持脚が着脱可能に接続される等の構成で、マットレスを支持板の配列方向に沿って巻き取れる点を特徴とする（請求項1）ほか、連結帯・補強板・サブ板・行列型に配列された支持脚などの従属項を含む。⑫ 引用例（甲1）は国際公開第2014/075789号で、「スラットベース一体型ベッドマットレス」をベッドフレームに挿入する構成が開示されている。⑬

手続の時系列（要点）

時点	手続・事実	実務上の意味（要点）	出典
2017-07-31	優先権主張日（中国）	先後願・公知日判断の基準日（本件では直接争点化は限定的）	⑦

時点	手続・事実	実務上の意味（要点）	出典
2017-08-14	実用新案登録出願	実用新案は無審査登録制だが、後の無効審判で実体要件が争われ得る	7
2017-10-04	設定登録（請求項10）	権利発生（ただし無効審判で遡及的に無効となり得る）	7
2024-01-23	無効審判請求（無効2024-400001）	当事者系審判として実体要件（新規性・進歩性等）が争点化	14
2024-12-09	審決：請求項1～10を無効	審決は「相違点なし」→新規性欠如（多数項）を中核に構成	15
2024-12-18	審決謄本送達	出訴期間の起算点	7
2025-01-14	審決取消訴訟提起	取消事由（クレーム解釈誤り等）へ争点転換	7
2025-08-26	口頭弁論終結	審理終結（事実認定・法的評価が固まる局面）	7
2025-09-30	判決：審決取消	審決の前提（用語解釈→相違点なし）が「結論に影響する誤り」	16

争点と法的論点整理

本件で裁判所が「関連条文」として示す法的枠組みは、実用新案法3条1項3号（刊行物記載等による新規性欠如類型）、同2項（容易想到＝進歩性欠如に相当する要件）、および37条1項2号（当該要件違反を無効理由とする無効審判）である。¹⁷

実体判断の順序は、（A）クレームの用語解釈を含む「請求項に係る発明（考案）の認定」→（B）引用例の発明（考案）の認定→（C）両者の対比→（D）相違点なしなら新規性欠如、相違点ありなら進歩性判断へ、という構造を前提とする。これはJPO審査基準の「新規性・進歩性の審査の進め方」に明示される一般構造であり、用語の意義は明細書・図面・出願時技術常識を考慮して解釈する。¹⁸

本件の訴訟上の争点（取消事由）は、審決自体が整理するところ、（i）請求項1～5,7,8,10の新規性判断（相違点なし認定）の誤り、（ii）請求項6の進歩性判断の誤り、（iii）請求項9の進歩性判断の誤り、の三点として構造化されている。¹⁹ ただし実質的には、（i）の「相違点なし」前提が崩れると（ii）（iii）の進歩性判断も前提を失う、という依存関係がある。²⁰

用語解釈の法的論点としては、最高裁いわゆる「リパーゼ」判決が「発明の要旨認定」に関し、原則として特許請求の範囲に基づき、例外的に特段の事情ある場合のみ詳細説明参酌を許すとした枠組みが、下級審・特許実務で参照されてきたことが背景となる。もっとも、本件は典型的な「要旨認定の逸脱」よりも、（1）辞書・規格（JIS）を用いた「通常の意味・技術常識」確定、（2）対象物（ベッド）の通常態様から多義語を絞り込む、という手法で処理されている点に特徴がある。²¹

判旨の論理構成と理由付けの検討

審決の論理（前提の置き方）

審決は、甲1考案（国際公開第2014/075789号）におけるベッドフレーム両端部の部材に「2つの支持脚」が備わると認定し、これが本件各考案の「複数の支持脚」に相当するとした。また、甲1のスラット（本件の「支持板」に相当）が、バンド・マットレス支持板・側板を介して「支持脚と間接的に接続されている」た

め、請求項1と甲1の間に相違点がない、と結論した。²² この「相違点なし」認定に基づき、請求項1～5,7,8,10を新規性欠如（3条1項3号）で無効とし、請求項6・9も「請求項1に係る構成は甲1と一致」する前提の上で、相違点（サブ板・行列配列等）は周知技術により容易であるとして進歩性欠如（3条2項）により無効とした。¹⁵

ここで審決の射程を決めているのは、「支持脚」概念にヘッドボード／フットボードに相当する板状部材を含め、さらに「接続されている」に“間接的で、かつ載置に近い関係”まで含めた点である。²³ したがって、審決に対する攻撃は、進歩性の容易想到性（動機付け・阻害要因等）に入る前に、この用語解釈フェーズで「相違点が出る」ことを示せれば、審決の根幹が崩れる構造にあった。²⁴

裁判所の論理（用語解釈→相違点抽出→結論）

裁判所は、まず「支持脚」について、一般辞書上の「脚」概念（動物の脚に似た形・位置、物の下部で支えとなる部分等）を踏まえつつ、本件の対象がベッドであり、マットレスを支持する機能部材であることから、本件考案1の「支持脚」は「マットレスの下部にあり、マットレスを支える柱状のもの」と解するのが相当とした。²⁵ さらに、住宅用普通ベッドに係るJIS（甲12）では、床面に接する板状部材は「脚」ではなく「ヘッドボード」「フットボード」と表示されていることを根拠に、当該技術分野において「脚」は柱状部材を指し、板状のヘッドボード／フットボードは含まれないとした。²⁶

次に「接続されている」について、辞書的に「接続」は「つなぐこと／つながること」であり、「つなぐ」は「離れないように結びとめる」「切れたり離れたりしているものを続け合わせる」といった含意を持つこと、またベッドという構造物の性質から、マットレスと部材、あるいは部材同士が「離れないように続け合わされている状態」を意味すると解するのが相当とした。²⁷ その上で、甲1考案ではベッドマットレスがベッドフレームの一部であるマットレス支持板の上に「置かれているだけ」で、支持板と離れないように続け合わされていないから、「接続されている」構成を充足しないと判断した。²⁸

以上より、甲1考案は（a）「支持脚」を備えない点、（b）仮にヘッドボード／フットボードを「支持脚」とみても「支持板と接続されている」構成を備えない点で、本件考案1と相違するとし、審決の「相違点なし」認定は結論に影響する誤りであるとした。²⁹

判旨論理フロー（mermaid）

flowchart TD

```
A[審決：本件考案1と甲1に相違点なし] --> B[取消事由：用語解釈が誤りか]
B --> C[「支持脚」の解釈]
C --> C1[辞書の意味＋技術分野の用語法]
C1 --> C2[JIS上の部材名称：脚≠ヘッド/フットボード]
C2 --> D[甲1：柱状の脚なし → 支持脚要件不充足]
B --> E[「接続されている」の解釈]
E --> E1[離れないように続け合わされている状態]
E1 --> F[甲1：マットレスは支持板上に載置のみ]
F --> G[「接続」要件不充足]
D --> H[相違点あり]
G --> H
H --> I[審決の「相違点なし」は結論に影響]
I --> J[審決取消（請求項1群＋前提依存の6・9を含む）]
```

クレーム要素対比（審決 vs 判決）

下表は、審決が「相違点なし」とした中核要素（支持脚・接続）の解釈と、判決による解釈の差を可視化したものである（本件の勝敗を決めたポイント）。¹⁵

クレーム要素（請求項1中心）	審決の読み（要旨）	判決の読み（要旨）	帰結（甲1との対比）
「複数の支持脚」	甲1ベッドフレーム両端部（ヘッドボード／フットボード側）にある部材を「支持脚」と捉える（2本で足りる） ³⁰	「支持脚」＝マットレス下部でマットレスを支える柱状部材。板状ヘッド／フットボードは含まれない（JIS上の部材名称も根拠） ²⁵	甲1は柱状部材がなく「支持脚」不充足 → 相違点発生 ³¹
「支持板と…接続されている」	スラットはバンド・側板等を介して支持脚と「間接的に接続」されていると評価 ³²	「接続」＝離れないように続け合わされている状態。載置のみは不可 ³³	甲1は「置いているだけ」 → 「接続」不充足 → 相違点発生 ³¹
依存項（請求項6・9）の前提	請求項1と甲1が一致する前提で、相違点のみ周知技術で容易 ³²	請求項1の一致前提が崩れる以上、6・9の進歩性判断も前提を失い結論に影響する誤り ²⁰	取消事由2・3も理由あり（ただし当審は“前提崩壊型”で処理） ²⁰

理由付けの強度と反論可能性（批判的検討）

本判決の強みは、（1）「柱状／板状」という形態差を、単なる外観分類でなく、技術分野の用語法（JIS）と対象物の通常態様（搬送体積低減の目的）に接続している点にある。審査基準上も、請求項の用語は通常の意味に解しつつ、明細書・図面・技術常識で意義を解釈するという整理が明示されており、本判決のアプローチはこの一般則と整合する。³⁴

もっとも反論の余地としては、第一に、JISは製品規格として部材名称を整理するが、それが直ちに特許（実用新案）クレームの「技術的意義」を拘束するかは、規格の目的（品質・試験・表示）とクレーム用語の目的（権利範囲画定）の差を踏まえた慎重な評価があり得る。この点、本判決は「当該技術分野における用語法」の立証としてJISを位置づけており、規範としての援用というより“技術常識の外部証拠”として扱っていると読むのが妥当であるが、規格がどの程度当業者に浸透しているか（普及・利用実態）は、別途立証の余地が残る（判決本文からは普及度の詳細立証の有無は未確認）。³⁵

第二に、「接続されている」の解釈について、一般語としての「接続」が機械的固定に限られず、面接触・嵌合・載置を含む広い語感を持ち得る点は争点となり得る。判決は辞書の意味のうち「離れないように」「続け合わせる」を抽出し、ベッドという対象物の性質（部材同士が離れない状態が通常想定される）から意味を収斂させたが、家具分野では「マットレスをフレームに載せる」運用が一般的であるため、「離れない状態」要件は文理解釈としてはやや強い限定とも言い得る。ただし本件クレームは「着脱可能に接続」という表現も含み、単なる載置より強い結合状態を想起させる点で、判決の限定は合理化されやすい。³⁶

第三に、請求項6・9に関する当審の処理は、進歩性判断自体の踏み込み（動機付け・阻害要因等）ではなく、「請求項1一致」という審決の大前提が誤る以上、結論に影響する誤りがあるとして取消す、という“前提崩壊型”である。このアプローチは、取消訴訟の審理範囲（審決理由の当否）からは説明可能である一方、審決が仮に請求項1の相違点を認めたとしても、請求項6・9の追加構成が周知技術で容易とされ得た可能性が

理論上残るため、差戻し後（又は再度の審判）に進歩性で争点が再燃する余地がある（その帰趨は未確認）。³⁷

関連先行判例・学説との比較

本件の特徴は、「辞書+JIS+対象物の性質」によってクレーム用語の技術的意義を確定し、引用発明認定・対比の前提を組み替えた点にある。ここでは、(a)用語解釈に外部規格（JIS）を用いた裁判例、(b)クレーム解釈の方法論（リパーゼ射程等）を手がかりに、実務的な位置づけを示す。³⁸

主要判例比較表（本件の方法論を軸に）

事案	裁判体・日付	中核論点	用語解釈の主要手法	実務への示唆
ベッド（本件）	知財高裁 2025-09-30	「支持脚」 「接続」の解釈が新規性判断を左右	辞書+JIS（住宅用普通ベッド）+対象物（ベッド）性質から意味収斂 ³⁹	家具・日用品領域ではJIS等が“技術常識の外部証拠”として強い武器になり得る
タッチス イッチ（平均粗さRz）	知財高裁 2006-09-12 （控訴審）	実用新案クレーム中の粗さパラメータ解釈と技術的範囲	明細書+JIS B 0601（解説内容等）を考慮してクレームを解釈 ⁴⁰	規格参照がある（又は当業者が規格準拠と理解する場合、規格の定義・測定条件が権利範囲を画する
審決取消 （JIS B0601参酌）	知財高裁 2008-03-06	測定方向・平均値の確定不能性	JISの規定有無を踏まえて「平均値が定まらない」ことを論証 ⁴¹	規格は「定義する」だけでなく「定義しない」と自体が武器（不明確・立証不能の論点化）
審決取消 （リパーゼ引用）	知財高裁 2013-08-01	要旨認定で詳細説明参酌の適法性	リパーゼ枠組みとの整合性を争点化 ⁴²	用語解釈・要旨認定の「どこまで明細書で限定できるか」は依然、審決取消の定番争点
審査基準 （新規性・進歩性認定手順）	JPO審査基準	請求項発明認定→引用発明認定→対比→判断	用語の意義は明細書・図面・技術常識を考慮して解釈 ¹⁸	本件のように“用語解釈で相違点を作る”攻撃は、審査基準の手順そのものに合致

学説面では、「リパーゼ」以降、クレーム解釈・限定解釈の射程が長期に議論されてきたが、本件は学説上の抽象論（限定解釈一般）を大きく動かすというより、技術分野固有の用語（脚・接続）に関する“外部資料（規格）での意味確定”の具体例として位置づけるのが適切である。⁴³

実務的含意と今後の影響

特許・実用新案（クレームドラフティング／無効対応）

本件が最も示唆的なのは、「勝負は進歩性の動機付け以前に、発明（考案）認定段階で決まる」局面があることである。審決は、甲1のヘッドボード／フットボード側部材を「支持脚」と認定し、スラットを「間接的接続」と評価したため相違点なしに到達したが、判決は辞書・JIS・対象物性質で語義を絞り込み、同じ引用例から相違点を抽出した。⁴⁴

ドラフティング面では、(a) JIS等で部材名称が確立している分野では、その用語に乗るか、あえて外れるなら明細書で定義するかを明確に選択すべきである(例:「脚」概念に板状部材まで含めたいなら、その旨の定義・実施形態・図面ラベリングを揃える)。⁴⁵ (b)「接続」「連結」「固定」「載置」など日本語の連結語は射程が異なり、無効場面では“載置＝接続”と読まれるか否かが決定的になり得るため、機能要件(落下防止・位置決め・着脱等)と結合態様(ねじ／嵌合／ベルクロ等)を組み合わせるクレーム・明細書双方で拘束する設計が望ましい。⁴⁶

無効対応(審判・審決取消)では、(i)規格(JIS)・辞書・業界カタログ等で「当該技術分野の用語法」を立証し、審決の用語解釈の恣意性を突く、(ii)引用例の図面ラベリングや説明文から、引用例自体が当該用語を採用していない事実(例:脚ではなくヘッドボード／フットボードと呼称)を抽出して“引用例認定の段階”で相手の土俵を崩す、という戦略が有効である。⁴⁷

意匠(部材名称・部分意匠の切り分け)

意匠実務では、本件のようなJIS等の部材名称体系は、部分意匠や組物等で「どこを物品(又は部分)として把握するか」を説明する際の補助資料になり得る。特に家具領域で「脚」「ヘッドボード」等の呼称が標準化されている場合、図面上の部位認定・用語選択により、権利範囲の説明可能性が上がる(ただし意匠登録の要件判断自体は別枠であり、本件からの直接導出は限定的)。⁴⁸

商標(記述性・普通名称の立証)

商標実務でも、辞書・規格は、商品役務の普通名称性・品質表示性(記述性)を基礎づける資料として頻繁に用いられる。本件は特許・実用新案領域の事例だが、同様に「技術分野でどう呼ばれているか」を外部資料で固めるアプローチは、記述的標章の判断(識別力・3条各号等)や、商品の類否判断の前提事実(部材名称)を補強する局面で応用可能である(具体的な当てはめは個別事案)。⁴⁹

審決・審判記録アクセスの実務

審決(審決公報)や判決公報の検索は、J-PlatPat⁵⁰の「審決検索」機能で可能であり、工業所有権情報・研修館⁵¹が操作マニュアルで「審判番号照会」等の手順を公開している。⁵² また、特許庁提出書類等の閲覧・交付・証明の手続や手数料体系は、日本国特許庁⁵³が公式に整理している。⁵⁴

なお、本件の審決(無効2024-400001)の「審決全文」および当事者提出の審判記録(審判事件記録一式)のオンラインでの入手可否・所在は、本レポート作成時点で原典確認に至っておらず『未確認』である。審判番号による審決検索、または書類閲覧請求による取得が実務ルートとなる。⁵⁵

一次資料・参考文献リンク集

本件の一次資料

知財高裁判決(全文PDF、裁判所公式)¹¹

判決要旨(裁判所公式)⁵⁶

実用新案法(条文PDF／政府系サイト。e-Gov本体が閲覧困難な場合の代替として利用)⁵⁷

審決・審判記録の所在

審決情報の提供(審決検索:JPO公式案内)⁵⁸

J-PlatPat操作マニュアル(審決検索・審判番号照会)⁵⁹

出願書類等の閲覧・交付・証明(JPO公式)⁶⁰

産業財産権関係料金一覧(閲覧請求等の手数料:JPO公式)⁶¹

審査基準・実務指針

特許・実用新案審査基準（新規性・進歩性の審査の進め方／発明認定・用語解釈） 18

JIS（本件の中核外部資料）

日本規格協会 62 による JIS S 1102:2017 住宅用普通ベッド 63 （規格情報・購入／プレビュー） 64

先行裁判例（外部規格／クレーム解釈との比較用）

知財高裁 2006-09-12（タッチスイッチ：JIS B 0601の解説内容等を考慮した解釈） 40

知財高裁 2008-03-06（JIS B 0601参酌でも平均値が定まらない旨の判断例） 41

知財高裁 2013-08-01（リパーゼ判決を引用し要旨認定手法を争点化） 42

裁判所「裁判例検索」（最高裁判例DBへの入口。リパーゼ等の原典検索に利用） 65

学説・文献（補助資料）

「リパーゼ判決の再考」（日本弁理士会系資料） 66

限定解釈・クレーム解釈の整理（学術論文例） 67

1 7 8 9 10 11 13 14 15 19 20 22 23 26 30 32 35 36 37 44 45 46 47 49 50 51 53 62

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94884.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94884.pdf>

2 3 4 16 17 25 27 28 29 31 33 38 39 56 https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-94884.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-94884.pdf

5 57 https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/download/3268/04/s34Aa001230209ja7.0_h27A55.pdf

https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/download/3268/04/s34Aa001230209ja7.0_h27A55.pdf

6 65 <https://www.courts.go.jp/hanrei/search7/index.html?courtCaseType=7&filter%5BchizaiCaseType%5D%5B%5D=2&filter%5Brecent%5D=1&view=chizai>
<https://www.courts.go.jp/hanrei/search7/index.html?courtCaseType=7&filter%5BchizaiCaseType%5D%5B%5D=2&filter%5Brecent%5D=1&view=chizai>

<https://www.courts.go.jp/hanrei/search7/index.html?courtCaseType=7&filter%5BchizaiCaseType%5D%5B%5D=2&filter%5Brecent%5D=1&view=chizai>

12 <https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14729>

<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14729>

18 21 24 34 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0203bm.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0203bm.pdf

40 63 https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-33525.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-33525.pdf

41 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-35955.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-35955.pdf>

42 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83476.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83476.pdf>

- 43 66 https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200705/jpaapatent200705_068-078.pdf
https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200705/jpaapatent200705_068-078.pdf
- 48 https://webdesk.jsa.or.jp/preview/pre_jis_s_01102_000_000_2017_j_ed10_ch.pdf
https://webdesk.jsa.or.jp/preview/pre_jis_s_01102_000_000_2017_j_ed10_ch.pdf
- 52 55 59 <https://www.inpit.go.jp/content/100884857.pdf>
<https://www.inpit.go.jp/content/100884857.pdf>
- 54 https://www.jpo.go.jp/system/process/shoumei_etsuran/shorui.html
https://www.jpo.go.jp/system/process/shoumei_etsuran/shorui.html
- 58 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-general/sinnketu_info.html
https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-general/sinnketu_info.html
- 60 https://www.jpo.go.jp/system/process/shoumei_etsuran/about.html
https://www.jpo.go.jp/system/process/shoumei_etsuran/about.html
- 61 <https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>
<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/hyou.html>
- 64 https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index?bunsyo_id=JIS+S+1102%3A2017
https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index?bunsyo_id=JIS+S+1102%3A2017
- 67 https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol40/40_1.pdf
https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol40/40_1.pdf